

# リーフレットスタンド利用に 関する取扱要綱

制定 2008年1月9日  
改正 2014年4月1日

土山ハイウェイサービス株式会社

## リーフレットスタンド利用に関する取扱要綱

制定：2008年1月9日

改正：2014年4月1日

### 1. 目 的

この「リーフレットスタンド利用に関する取扱要綱」(以下、「当要綱」という。)は、土山ハイウェイサービス株式会社(以下、「会社」という。)が別に定める「運営管理規程」第26条4項の洋細について規定するものとし、土山サービスエリア内に設置するリーフレットスタンドの利用に関する基本事項について定め、当リーフレットスタンド利用についての秩序と相互の信頼関係を維持するとともに、会社及びこの利用者の健全な発展とをはかることを目的とする。

### 2. リーフレットスタンドの設置場所等

- ①設置箇所 土山サービスエリア、インフォメーションコーナー
- ②設置場所 インフォメーションコーナーカウンター付近
- ③設置基準日 リーフレットスタンドへのパンフレット類の設置開始日は、毎月1日と16日とする。
- ④配布時間 24時間配布
- ⑤補 充 インフォメーション担当者は、パンフレット類の残数に応じて適宜補充するものとする。但し、インフォメーション開設時間外は補充できないものとする。
- ⑥配布部数 配布部数に上限は設定しないものとする。但し、1回あたりの送付部数には上限を設けているため事前に会社へ確認するものとする。
- ⑦契約単位 A4サイズ1枠、1ヶ月とする。
- ⑧規 格 前号で契約単位をA4サイズ1枠と規定することから、A4より小型のパンフレットについては、枠内において複数設置を可能とする。
- ⑨設置位置 申込み先着順により設置するものとする。
- ⑩残数報告 配布状況については、中間日(15日後)と最終日(1ヶ月後)に残数の報告を行うものとする。
- ⑪最終残数 申込時に現地廃棄または着払い返送のどちらかを選択するものとする。
- ⑫申 込 リーフレットスタンド利用者は、設置を希望する設置基準日の14日前までに会社の指定する申込書をもって申込みするものとする。

### 3. 利用料金

個別単体使用料金（1ヶ月）

A4サイズ8P以内 (パンフレット類)	A4サイズ9P～32P (冊子類)	A4サイズ33P以上 (フリーペーパー類)
18,000円(税別)	24,000円(税別)	30,000円(税別)

### 4. 割引制度

長期契約割引

契約期間	3～5ヶ月	6～8ヶ月	9～11ヶ月	12ヶ月
割引率	5%	10%	15%	20%

### 5. 利用料金の特例

公共性かつ地域性の高い、甲賀市及び甲賀市観光協会並びにこれらに準ずると会社が認める団体の発行する広告物については、利用料金を免除できるものとする。

### 6. 代理店手数料

リーフレットスタンド利用について代理店を通じて利用する場合、会社は、前項3号ならびに4号に定める割引適用後の利用料金の20%を、代理店手数料として代理店に支払うものとする。

### 7. 利用料金の支払

リーフレットスタンド利用料金の支払は、原則として、実施日前までに会社指定の口座へ銀行振込決済によるものとする。  
但し、振込手数料は、利用者の負担とする。

### 8. リーフレットスタンド利用に関する取扱基準

高速道路に設置されているサービスエリア等は、公共性の高い場所であるとともに道路交通に影響をもたらす特殊な場所であることから、下記の事項に該当するもの、また、その危惧のあるものは取扱いできないものとする。

- (1) 関係諸法規に違反しているもの
- (2) 国際法規に違反、またはその信義を損なうもの
- (3) 各業界が定める公正競争規約、またはその自主規制などに違反しているもの
- (4) 広告の責任の所在、またはその実態、内容が不透明なもの
- (5) 犯罪および暴力を肯定し、示唆、助長、美化し、社会的秩序を乱すもの

- (6) 過激な性表現やセクシュアルハラスメントにあたるもの
- (7) 青少年の健全な育成を妨げるもの
- (8) 享乐的な面を強調し、過度に射幸心をあおるもの
- (9) 他人の肖像(氏名、写真など)、談話、著作権などによって、基本的人権を損なうもの
- (10) 誹謗中傷や名誉毀損、プライバシーの侵害などによって、基本的人権を損なうもの
- (11) 人種、民族、国籍、出身地、性別、身体的特徴、病気、職業、境遇、思想的信条などで不当に差別するもの
- (12) 特定の政治活動に関するもの
- (13) 思想信条などにおいて、中立の立場を欠くと判断されるもの
- (14) 広告の内容を係争中のもの
- (15) 高速道路を利用するにあたり、お客様に支障となるもの
- (16) アルコールに関するもの及び飲酒を助長するもの
- (17) 虚偽、誇大な表現により誤認を与え、お客様へ不利益をおよぼすもの
- (18) 醜悪、残虐、猟奇的な表現によりお客様へ不快感や恐怖心を起こさせるもの
- (19) 非科学的な根拠により、お客様を迷わせたり恐怖心や不安感を起こさせるもの
- (20) お客様に対し不快感を与えはしないがないが、公共空間としての品位を損なわれるもの
- (21) 会社及び土山サービスエリアのテナント業務に支障及び不利益をおよぼすもの
- (22) その他、当社が不相当と判断するもの

## 9. その他

- (1) この取扱要綱の運用に疑義が生じた場合は、当社営業担当が説明する。なお、疑義の解明にあたり当社営業担当は必要に応じて関係する会議に付議し、または関係部署と事前に協議を行うものとする。
- (2) 運営管理上、当社が必要と認めた場合は、この取扱要綱を改定することができる。
- (3) この取扱要綱は2014年4月1日より実施する。

以上